

2021年10月4日

各位



夫婦連帯債務型住宅ローンの導入について ～同性パートナーにも対応した夫婦連帯債務型住宅ローン～

株式会社十六銀行（頭取 石黒 明秀、以下「当行」といいます。）は、夫婦連帯債務型住宅ローンを導入いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

連帯債務者の範囲には、自治体が発行する「パートナーシップ宣誓書受領証」など、公的証明書の提出があれば同性パートナーでの取扱いも可としています。

当行では、LGBTQに対して引き続き積極的に対応してまいります。

記

1. 取扱開始日

2021年10月4日（月）より

2. 「夫婦連帯債務型住宅ローン」の概要

資金用途	申込人が居住する住宅の取得資金 ① 住宅新築、建売住宅、売建住宅、中古住宅、マンション（中古含む）、土地購入、リフォーム資金 など ② すでにお借入れされている住宅ローンの借換資金
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 夫婦ともに、融資実行時年齢20歳以上70歳以下、最終返済年齢80歳以下の方で保証会社の保証が受けられる方 ● 夫婦ともに、年収100万円以上の方 ● 夫婦ともに、同一勤務先の勤続年数2年以上の方、または同一事業の営業・勤続年数3年以上の方 ● 当行が指定する団体信用生命保険に加入いただける方 ※連帯債務者は配偶者（同性パートナーを含む）とします。 同性パートナーを連帯債務者とする場合、住宅建築予定地の自治体（市・町等）が発行する「パートナーシップ宣誓書受領証」など、公的証明書が必要となります。
融資額	50万円以上1億円以内（1万円単位）
融資期間	1年以上35年以内（1年単位）

<p>団体信用 生命保険</p>	<p>当行が契約している保険会社の団体信用生命保険に加入していただきます。 債務者である夫婦のどちらか一方でも、がんなどの所定の状態となった場合に、住宅ローン債務が0円となる連生団信の取扱いも開始します。</p>
<p>連帯債務 メリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 夫婦それぞれが借主となるペアローンに比べ手数料・諸費用が低くなります。 ● 連生団信に加入が可能となります。

以 上

【本件ご照会先：経営企画部 広報・IR室 TEL 058-266-2511】